

「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行の改正について

## 1 対象工事等

建設局発注工事（単価契約工事、建築工事及び設備工事を除く）のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

## 2 用語の定義

### (1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下気象観測所という。）の日最高気温が 30 度以上、または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温またはWBGTで判断する。

### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

## 3 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

（一般土木工事）

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数 A（1. 2）<sup>\*1</sup>

（港湾工事）

補正率（%） = 真夏日率 × 補正係数 A（1. 2）<sup>\*1</sup>

### (2) 現場管理費

（一般土木工事）

対象純工事費 × （（現場管理費率 × 補正係数 B<sup>\*2</sup>） + 補正値）

（港湾工事）

対象純工事費×(現場管理費率+ 補正值+ 補正率)

※1 熱中症対策に資する補正係数

※2 現行の施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数

※ 「週休2日」補正については、「週休2日」に係る現場管理費率の補正係数を上式に乗じる。

#### 4 運用

##### (1) 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載すること。

##### 第〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 本通知は、鹿児島市ホームページから入手できる。

##### (2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載

受注者は、工事期間中における真夏日の確認を行う施工現場から最寄りの気象観測所を施工計画書に記載して提出すること。

この通知以前に施工計画書を提出済みの工事にあつては、工事打合簿で真夏日の確認を行う最寄りの気象観測所を報告することとする。

##### (3) 真夏日の報告等

真夏日の確認については、変更設計時点までは当該年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数(事前計上)は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値(小数3位四捨五入)。対象期間が15日/月以上あれば、平均値の1/2(小数3位四捨五入)を計上。工期末10日間は除く。」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更用いる真夏日(実測の真夏日+変更日以降の真夏日として加算する日数の合計)を明記して返却すること。

#### (4) 既契約工事における取扱

既契約工事においては、工事打合簿により発注者からの協議で特記仕様書記載例の1から3の内容を受注者に示すとともに、「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数で真夏日率を算出し、現場管理費の補正を適用するものとする。

なお、本通知以前に工事打合簿または変更指示書において、補正対象となる真夏日の設定している場合には、真夏日を再設定し、計上することについて、発注者発議の工事打合簿（別紙記載例を参照）により受注者と協議した上で設計変更を行うこととする。